



報道発表資料

報道関係者各位

令和6年10月24日（木）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 門脇 英子

賃金係 丹野 息吹

電話 023 - 624 - 8224

山形県特定（産業別）最低賃金引上げ

—山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会（会長：村山^{むらやま} 永^{ひさし}）は、10月24日（木）、山形県最低賃金（955円（10月19日発効））を上回る額で設定される4つの山形県特定（産業別）最低賃金の改正について、下表のとおり山形労働局長（局長：小林^{こばやし} 学^{まなぶ}）に答申しました。

今後、答申内容の公示等の諸手続を経て、本年12月25日（水）から効力が発生する予定です。

特定（産業別）最低賃金の件名	改正時間額（改正前）	引上げ額（引上げ率）
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業（略称「一般産業用機械・装置等製造業」）	1,012円（961）	51円（5.31%）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（略称「電気機械器具等製造業」）	996円（945）	51円（5.40%）
自動車・同附属品製造業	1,012円（961）	51円（5.31%）
自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）	1,017円（965）	52円（5.39%）

（参考）別添 特定最低賃金について